

戦没者等のご遺族の皆様へ

第10回特別弔慰金が支給されます

◆特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

◆支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期限 平成30年4月2日

※請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◆請求窓口・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

○平成29年度ひとり親家庭等就業支援講習・「介護職員初任者研修課程」

- ◆日時 9月3日(日)～平成30年2月25日(日)
午前9時～午後5時 ※各日曜日23回・平日実習2日間含む
- ◆会場 宮城県母子・父子福祉センター
- ◆対象 県内在住のひとり親家庭の父や母又は寡婦で、全日程受講できる方
- ◆定員 15名
- ◆費用 受講料は無料。ただし、教材費・実習費9,000円程度
- ◆託児 3歳～小学校3年生
- ◆申込期間 8月11日(金)～18日(金)
- ◆申込方法 官製はがき又はFAXで講習名・住所・氏名・電話番号・託児の有無(年齢)を記入し申し込みください。
※定員を超えた場合は、選考となります。
- ◆申込先 公益財団法人 宮城県母子福祉連合会(県母子・父子福祉センター内)
〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺3-7-3
☎295-0013 / FAX256-6512

○第55回宮城県母子寡婦福祉大会及び関連行事

- ◆日時 9月3日(日) 午前10時30分～午後3時30分
- ◆会場 名取市文化会館
仙台空港アクセス鉄道 杜せきのした駅から徒歩8分
JR名取駅から徒歩17分・仙台東部道路 名取ICから車で10分
- ◆内容 ① 第55回宮城県母子寡婦福祉大会
② 子育て講演会 叱らない子育て「笑顔に出会う関わり方」
③ 家庭学習法セミナー・個別相談会(小・中・高生と保護者の悩みにお答えします。)
- ◆問い合わせ先 公益財団法人 宮城県母子福祉連合会 ☎295-0013

国民年金だより

公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金制度とは、年老いた時やいざというときの生活を世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなってしまったときに、年金を受けることができる制度です。

国民年金（基礎年金）には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。

学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。また、原則的には保険料を納めなければ年金を受けることはできません。

○公的年金の加入者

【第1号被保険者】 対象：20歳以上60歳未満の農林漁業者・自営業・学生等

手続：市(区)役所又は町村役場に届けます。

保険料：各自が個別に納入します。

【第2号被保険者】 対象：民間会社の会社員・公務員等

手続：勤め先で手続きを行います。

保険料：給料から天引きされます。

【第3号被保険者】 対象：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の方

手続：配偶者の勤め先経由で届けます。

保険料：ご自身の負担はありません。



◇◇こんなときは、こんな手続きを◇◇

こんなとき	どうする	手続き先
20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	国民年金に加入の届出をする	第1号被保険者…市(区)役所又は町村役場 第3号被保険者…配偶者の勤務先
会社を退職したとき	第1号被保険者になる手続きをする (扶養されている配偶者も同様)	市(区)役所又は町村役場
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者になる手続きをする	市(区)役所又は町村役場
結婚や退職で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者になる手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社を変ったとき		配偶者の新しい勤務先
年金手帳を紛失したとき	再交付の申請をする	第1号被保険者…市(区)役所又は町村役場 第2号被保険者…勤務先 第3号被保険者…配偶者の勤務先又は年金事務所

○手続きには、年金手帳の他にも書類が必要な場合がありますので、事前に届け先にご確認ください。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512